

食品安全委員会第 213 回 会 合 議 事 録

1 . 日 時 平成 19 年 11 月 1 日 (木) 14:00 ~ 14:42

2 . 場 所 委員会大会議室

3 . 議 事

(1) 食品安全基本法第 24 条に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

・農薬 5 品目 (~ はポジティブリスト制度関連)

ピリミスルファン シヘキサチン アミトロール

ジメタメトリン アゾシクロチン及びシヘキサチン

(厚生労働省からの説明)

(2) 農薬専門調査会における審議状況について

・「カルプロパミド」に関する意見・情報の募集について

・「チオベンカルブ」に関する意見・情報の募集について

(3) 食品安全基本法第 24 条に基づく委員会の意見の聴取について

・添加物「水酸化マグネシウム」に係る食品健康影響評価について

(4) 食品安全モニターからの報告 (平成 19 年 9 月分) について

(5) その他

4 . 出席者

(食品安全委員)

見上委員長、小泉委員、長尾委員、畑江委員、廣瀬委員、本間委員

(説明者)

厚生労働省 河村基準審査課長補佐

(事務局)

齊藤事務局長、日野事務局次長、大久保総務課長、北條評価課長、西村勧告広報課長、
酒井情報・緊急時対応課長、小平リスクコミュニケーション官、猿田評価調整官

5．配布資料

資料 1 - 1 食品健康影響評価について

資料 1 - 2 「ピリミスルファン」の食品安全基本法第 24 条第 1 項に基づく食品健康影響評価について

資料 1 - 3 「アミトロール」及び「ジメタメトリン」の食品安全基本法第 24 条第 1 項及び第 2 項に基づく食品健康影響評価について

資料 1 - 4 「シヘキサチン」の食品安全基本法第 24 条第 1 項及び「アゾシクロチン及びシヘキサチン」の食品安全基本法第 24 条第 2 項に基づく食品健康影響評価について

資料 2 - 1 農薬専門調査会における審議状況について カルプロパミド

資料 2 - 2 農薬専門調査会における審議状況について チオベンカルブ

資料 3 添加物に係る食品健康影響評価に関する審議結果について 水酸化マグネシウム

資料 4 食品安全モニターからの報告（平成 19 年 9 月分）について

6．議事内容

○見上委員長 ただ今から食品安全委員会第 213 回会合を開催いたします。本日は 6 名の委員が出席です。また、厚生労働省から河村基準審査課長補佐に御出席いただいております。

それでは、お手元にございます食品安全委員会第 213 回会合議事次第にしたがいまして、本日の議事を進めたいと思います。

議事に先立ちまして、お手元の資料の確認をお願いいたします。本日の資料は 8 点ございます。資料の一部については、資料番号のみの読み上げとさせていただきます。

資料 1 - 1 が「食品健康影響評価について」。

その関連資料として資料 1 - 2 から資料 1 - 4 まで。

資料 2 - 1 及び資料 2 - 2 が「農薬専門調査会における審議状況について」。

資料 3 が「添加物に係る食品健康影響評価に関する審議結果について（水酸化マグネシウム）」。

資料 4 が「食品安全モニターからの報告（平成 19 年 9 月分）について」でございます。不足の資料等ございませんでしょうか。

それでは、議事に入らせていただきます。

最初に「食品安全基本法第 24 条に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について」でございます。

資料 1 - 1 にありますとおり、厚生労働大臣から 10 月 30 日付けで農薬 5 品目について、食品健康影響評価の要請がありました。厚生労働省の河村基準審査課長補佐より説明があります。よろしくお願いいたします。

○河村基準審査課長補佐 厚生労働省食品安全部の河村でございます。よろしくお願いいたします。

資料 1 - 2 に基づきまして、農薬「ピリミスルファン」の説明を申し上げたいと思います。

本農薬につきましては、農林水産省の方から農薬取締法に基づきます新規の農薬登録申請につきまして、本年 10 月 16 日付けで連絡があったものでございます。

当省におきまして、新規農薬登録に伴います残留基準の設定を行うということでございますので、食品健康影響評価を依頼するものでございます。

本剤の概要でございますが、本農薬は除草剤でございます、アミノ酸の生合成の経路を阻害する作用があるというものでございます。

今回水稻への使用について新規登録の申請がなされてございまして、米、魚介類への残留基準の設定について要請されてございます。

本剤につきましては、FOA/WHO の残留農薬専門家会合 JMPR における毒性評価はなされてございません。そういった関係でコーデックス基準も設定されてございませんし、米国等主要な 5 か国でも基準の設定はないというものでございます。

資料 1 - 3 に基づきまして、御説明申し上げます。

まずアミトロールという農薬でございます。これにつきましては、食品安全基本法第 24 条第 1 項及び第 2 項に基づく健康影響評価の依頼ということでございます。

この剤は、除草剤でございます。食品衛生法に基づきますポジティブリスト制度導入以前から、不検出の基準を設定していたものでございます。

平成 6 年（1994 年）当時の厚生省の食品衛生調査会の審議の中で、この物質に関して、発がん性が疑われるという評価がなされたということで、不検出の基準を置いていたというものでございます。

その後、平成 9 年（1997 年）に、JMPR の方で評価がなされて、発がん性についてはヒトへの影響は低いと評価されたものでございます。ADI が設定されてございまして、一部の作物についてコーデックスの基準が設定されているというものでございます。

この発がん性の部分につきまして、国際がん研究機関（IRC）の評価におきましても、グループ3、ヒトへの発がん物質としての分類は不可能というグループに分類されているものでございます。

今回、当省の方で定めてございます海外で使用される農薬等に係る残留基準の設定指針に基づきまして、この農薬の製造メーカーの方から小麦、大麦等につきまして、基準の設定の要請があったということでございますので、貴委員会の方に食品健康影響評価を依頼するというものでございます。

次に資料1 - 3でございますが、ジメタメトリンという農薬でございます。

本農薬につきましては、ポジティブリスト制度導入時に農薬取締法に基づく登録保留基準を参考に米につきまして、暫定基準を設定したというものでございます。今回、農林水産省の方から魚介類への残留基準の設定について要請があったということでございます。

暫定基準の部分と魚介類の残留基準という部分につきまして、食品健康影響評価を依頼するというものでございます。

本農薬は除草剤でございまして、現在のところ国際基準や米国等の主要5か国での基準の設定はないということでございます。

次に資料1 - 4「シヘキサチン」の食品安全基本法第24条第1項に基づく食品健康影響評価の依頼と、農薬「アゾシクロチン及びシヘキサチン」の食品安全基本法第24条第2項に基づく食品健康影響評価の依頼でございます。

このシヘキサチンという農薬でございますが、これは殺虫剤、主にダニ駆除剤というものでございまして、ポジティブリスト制度導入以前から不検出の基準というものを設定したものでございます。これは平成6年（1994年）当時の厚生省の食品衛生調査会での審議の評価において、催奇形性の観点から無毒性量が設定できないという評価がなされていたものでございまして、不検出の基準を置いたものでございます。

また、ポジティブリスト制度導入時には、本農薬の親化合物である別の農薬「アゾシクロチン」というものにつきまして、このアゾシクロチンとシヘキサチンを分析上区別できないということから、「アゾシクロチン及びシヘキサチン」という形で不検出の基準で規制しているということでございます。

その後、2005年のJMPRの評価におきまして、これらの農薬についての催奇形性が否定されまして、ADIが設定され、また、一部の作物についてコーデックスの基準も設定されているというものでございます。

今回、シヘキサチンに当省で規定してございます、海外で使用される農薬に係る残留基

準の設定指針に基づきまして、製造者からかんきつ類への基準設定の要請がございましたので、貴委員会の方へ食品健康影響評価を依頼するものというものでございます。

以上でございます。

○見上委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ただ今の説明の内容、あるいは記載事項につきまして、御意見、御質問がございましたら、よろしくお願いいたします。

○小泉委員 聞き間違ったかもしれませんが、資料１－２の「ピリミスルファン」という農薬ですが、ここには水稻への適用が申請と書いてありますが、たしか説明では米と魚介類と言われたように思うんですが。

○河村基準審査課長補佐 農薬の登録といたしましては、水稻への使用ということでございます。残留基準の部分につきましては、米と魚介類への残留基準の設定についてということでございます。

○小泉委員 はい。

○見上委員長 外にございませんか。

よろしいですか。

（「はい」と声あり）

○見上委員長 それでは、農薬５品目につきましては、農薬専門調査会において審議することといたします。

次の議題に移らせていただきます。

「農薬専門調査会における審議状況について」でございます。農薬２品目につきまして、専門調査会から意見・情報の募集ための評価書（案）が提出されています。事務局から説明いたします。

○北條評価課長 それでは、資料２－１と２－２に基づいて御説明いたします。いずれの品目もポジティブリスト制度関連の農薬でございます。

まず、資料２－１でございますけれども、評価書（案）の３ページをお開きいただきたいと思います。

カルプロパミドでございますが、このものにつきましては、1997年12月22日に初回農薬登録がされております。その後、2003年7月1日、厚生労働大臣より清涼飲料水の規格基準改正に係る食品健康影響評価について要請がございました。

また、2005年11月29日には残留農薬基準が告示をされておりまして、この関係から本年、2007年5月22日に厚生労働大臣より残留基準、暫定基準設定に係る食品健康影響評

価について要請がございました。

さらに本年 8 月 17 日に農林水産省より厚生労働省へ魚介類への基準設定の依頼がございまして、これを受けて 8 月 28 日に厚生労働大臣より残留基準設定に係る食品健康影響評価について追加の要請があったものでございます。

食品安全委員会につきましては、農薬専門調査会におきまして、5 回審議が行われておりまして、本日評価書（案）が提出されたものでございます。

以下に本品目の評価の概要を御説明いたします。

評価書の 8 ページをお開きいただきたいと思います。

カルプロパミドは日本バイエルアグロケム社により、いもち病の防除薬剤として開発されましたシクロプロパンカルボキサミド系の殺菌剤でございます。

本剤はその上の表にお示ししておりますけれども、4 種類の異性体からなりまして、ベンジル位炭素の立体配置が R の場合に高い生物活性が認められているということから、R：S の比率が 95：5 の化合物が開発されたということでございます。

評価でございますけれども、本品目の評価につきましては、農薬抄録を基に科学的な知見が整理をされております。

9 ページから評価の概要が記載をされております。

まず動物体内運命試験につきましては、ラットを用いまして「薬物動態」、「排泄」、「体内分布」、「代謝物同定・定量」こういったものが行われております。

結果でございますけれども、カルプロパミドは主として胆汁を経由して糞中に排泄をされと考えられております。

11 ページにまいりまして、植物体内運命試験でございますけれども、これにつきまして、水稻を用いまして、検討が行われております。

13 ページの方にまいりますと、土壌中運命試験、水中運命試験。

15 ページで土壌残留試験がそれぞれ実施をされまして、結果について、ここに記載をされているとおりでございます。

作物等残留試験でございますけれども、「カルプロパミド」その代謝物を分析対象化合物といたしまして、作物残留試験が実施されております。結果は後ろの別紙 3 の方にお示ししているとおりでございます。

魚介類についての最大推定残留値についても検討がされておりまして、最大推定残留値は 0.544ppm という結果でございます。

16 ページ、一般薬理試験、それから急性毒性試験でございますけれども、その結果につ

きましては、表 5、表 6、表 7 とそれぞれ記載をされております。

また、眼・皮膚に対する刺激性及び皮膚感作性試験が実施されておりまして、いずれも陰性という結果でございます。

18 ページ、亜急性毒性試験でございますけれども、これにつきましては、ラット、マウス、イヌを用いました 90 日間の亜急性毒性試験が実施されております。

21 ページ、慢性毒性試験及び発がん性試験の方に移りますが、1 年間の慢性毒性試験につきましては、イヌを用いて実施をされております。亜急性毒性試験、慢性毒性試験の一般毒性試験について言いますと、カルプロパミドの投与による影響につきましては、主に肝臓の方に認められております。例えば亜急性毒性試験で言いますと、19 ページの表 9 にございますけれども、特徴的な所見といたしましては、700ppm 以上で雌雄のイヌで認められておりますが、肝臓の方にプロトポルフィリンというものが蓄積をされているという所見が見られております。

この肝臓への影響、特にプロトポルフィリンの蓄積につきましては、別途、試験が検討されておりまして、その結果につきましては、27 ページになりますが、「16. その他の試験」の「(1) イヌにおけるポルフィリン合成阻害の作用機作」というところで検討が行われております。

詳細な説明は省略させていただきますけれども、結果として、28 ページの上段に記載がございますけれども、プロトポルフィリンの蓄積は本剤による肝臓におけるフェロケラターゼ活性阻害によって生ずることが推察されたということで、この毒性の作用機作についても検討がなされているというところでございます。

22 ページに戻りまして、「2 年間の慢性毒性 / 発がん性併合試験 (ラット)」が実施をされております。

また、23 ページの方にまいりまして、マウスを用いた 2 年間の発がん性の試験が実施されておりますけれども、両試験の結果とも発がん性は認められないということでございます。

25 ページにまいりまして、「生殖発生毒性試験」でございますけれども、これにつきましては、ラットを用いました「2 世代繁殖試験 (ラット)」が実施をされております。

発生毒性試験につきましては、ラットとウサギを用いた試験がそれぞれ実施をされておりますが、繁殖能に対する影響、あるいは催奇形性というものは、いずれの試験でも認められなかったという結果でございます。

26 ページに遺伝毒性試験がございますけれども、表 16 の方に結果が示されております

ように、原体及び代謝物を用いまして、*in vitro*、*in vivo*の試験が実施をされておりますけれども、いずれの試験も陰性ということでございます。

以上のような検討がなされております。

専門調査会の方の結論につきましては、30 ページに記載がされておりますが、農薬専門調査会は、各試験の無毒性量の最小値がイヌを用いた 1 年間慢性毒性試験の 1.43mg/Kg 体重/日であったので、これを根拠として安全係数 100 で除した 0.014mg/Kg 体重/日を一日摂取許容量と設定した。という結果を頂いているところでございます。

続きまして、「チオベンカルブ」について御説明をいたします。資料 2 - 2 でございます。

本剤につきましては、1970 年 6 月 27 日に初回農薬登録がされております。その後 2005 年 11 月 29 日には残留農薬基準の告示がなされておまして、2007 年 7 月 27 日には農林水産省より厚生労働省へ、魚介類に対する基準設定の依頼がございまして、これを受けて本年 8 月 6 日に厚生労働大臣より残留基準設定に係る食品健康影響評価について要請があったものでございます。

食品安全委員会につきましては、農薬専門調査会におきまして、2 回御審議をいただきまして、本日評価書（案）が提出されたものでございます。

チオベンカルブは除草剤であり、クミアイ化学工業株式会社により開発されたチオカーバメート系の除草剤ということでございます。

作用機構は脂肪酸生合成阻害による生長点における細胞生長阻害であるとされているものでございます。

6 ページの方へまいりまして、本剤の評価につきましては「農薬抄録」、米国の EPA の評価書を基に科学的な知見が整理をされております。

本剤につきましては試験成績でございますけれども、まず動物体内運命試験につきましては、ラットを用いまして「薬物動態」、「排泄分布」、「代謝物同定・定量」といったものが行われております。

また、マウスについても、体内運命試験が実施をされております。

8 ページ、植物体内運命試験につきましては、水稻、だいず、にんじんを用いまして、検討がなされているところでございます。

また、「土壌中の運命試験」、「水中運命試験」、「土壌残留試験」という試験がそれぞれ実施をされておまして、9 ページから 12 ページにかけまして、結果が記載されているところでございます。

13 ページ、作物等残留試験につきましては、まずチオベンカルブと代謝物を分析対象化合物として作物残留試験が実施をされております。結果は後ろにあります、別紙の3にお示しているとおりでございます。

魚介類における最大推定残留値も検討されておりまして、最大推定残留値は0.045ppmであったということでございます。

一般薬理試験、急性毒性試験についての結果は、表4、表5、表6にお示しをしているところでございます。

このものにつきましては、急性神経毒性試験、急性遅発性神経毒性試験が実施されております。

また、「眼・皮膚に対する刺激性及び皮膚感作性試験」が実施をされております。これにつきましては、すべて陰性という結果でございました。

亜急性毒性試験につきましては、マウスを用いました90日間の亜急性毒性試験と、イヌを用いました28日間の亜急性毒性試験が実施をされております。

また、ラットを用いまして、90日間の亜急性神経毒性試験も行われているというところでございます。

慢性毒性試験につきましては、ラットを用いた6か月の慢性毒性試験、それとイヌを用いました1年間の慢性毒性試験が実施をされております。

ラットを用いました2年間の慢性毒性／発がん性の併合試験が実施をされております。

また、マウスを用いた2年間の発がん性試験が実施をされておりますけれども、いずれの試験においても発がん性は認められておりません。

生殖発生毒性試験につきましても、ラットを用いました2世代の繁殖試験が実施をされておりまして、繁殖能に対する影響は認められなかったということでございます。

発生毒性試験につきましては、ラット、ウサギを用いて実施をされておりますけれども、催奇形性は認められなかったという結果でございます。

遺伝毒性試験でございます。専門調査会の中で議論になりましたのは、ここの遺伝毒性試験のところでございます。表15と表16に遺伝毒性試験の概要が取りまとめられております。表を御覧になっていただくとお分かりのように、幾つかの試験で陽性という結果になっております。

具体的に申し上げますと、表15ですが、細菌を用いました復帰突然変異試験の一部で弱陽性と言いますか、陽性。

それから *in vitro* の方ではありますが、染色体異常試験、体細胞突然変異試験で陽性とい

う結果でございました。

*in vivo*の試験で、小核試験で陽性が示されている。こういう幾つかの試験で陽性になっているということで、この辺が少し議論になっているところでございます。

評価でございますけれども、23 ページの下から 4 行目の方から記載がございますように、LD⁵⁰に近い投与量での反応であったこと。

また、ラットを用いました UDS 試験、それからマウスを用いました優生致死試験の方の結果が陰性だったということ。

先ほど御説明いたしましたけれども、ラット及びマウスを用いました発がん性試験において、発がん性が認められていないこと。こういったことから総合的に判断すると、チオベンカルブというものが生体内で問題となる遺伝毒性を発現する可能性は低いと考えられるという結論を頂いているところでございます。

最終的な食品健康影響評価につきましては、25 ページに記載がございます。

農薬専門調査会は各試験の無毒性量の最小値がラットを用いた 2 年間毒性 / 発がん性併合試験の 0.9mg/Kg 体重 / 日であったので、これを根拠として、安全係数 100 で除した 0.009mg/Kg 体重 / 日を一日摂取許容量と設定したという結論でございます。

資料 2 - 1 と資料 2 - 2 でございますけれども、本日の委員会で御了解をいただきましたら、委員会終了後から 11 月 30 日までの 30 日間国民からの意見、情報の募集手続きを行いたいと考えております。

以上でございます。

○見上委員長 どうもありがとうございました。

ただ今の説明の内容、あるいは記載事項につきまして、御質問、御意見がございましたら、よろしく願いいたします。

○本間委員 簡単なことですが、このカルプロパミドは稲に使うということですね。こういうたぐいのもので。この剤はかなり使用量というか広く使われているものなんでしょうか。

○北條評価課長 水田全体でということですか。

○本間委員 はい。

○北條評価課長 後ろの方の別紙 3、35 ページのところに使用量が記載をされております。ここに記載されておりますように、1 箱単位で 2 g とかいう単位が記載をされているようでございます。今、担当から聞いたところでは、この量であると、それほど多くの使用ではないと考えられるということでございます。

○本間委員 お尋ねしたもう一つの意図は、稲の品種に関しては、私ら何となく耳によく入るんですけども、こういう散布する農薬の認識が薄いもので、幾つか出てきておりますので、この中でかなり広域に使われているものがあるのかどうかということです。

○北條評価課長 具体的にどういう農薬がどのくらいの量、実際に使われているかということでしょうか。

○本間委員 そうじゃなくて、例えば北は北海道から南まで広く使われるタイプの農薬なのか、それとも割と地域性というか、西南暖地に使われるとか剤の特質みたいなものがあるって、そういう頻度の高いものがここへ出てきているのかなと思ってお尋ねしたのでございます。

○北條評価課長 今このものについてよく分からないのですが、追ってどういう使われ方をしているか、調べてみたいと思います。

○見上委員長 外にございますか。よろしいですか。

それでは、本2件につきまして、意見、情報の募集手続に入ることといたします。

次の議事に移らせていただく前に、厚生労働省の河村基準審査課長補佐から先ほど説明いただいたピリミスルファンについて修正があるということですので、御説明をお願いいたします。

○河村基準審査課長補佐 申し訳ございません。ピリミスルファンでございますけれども、先ほど小泉委員の方から御指摘がありました水稻の登録の部分でございまして、米に基準をつくるのと、魚介類にも残留基準を設定すると説明しましたが、今回は米の残留基準の設定のみでございます。失礼いたしました。

○見上委員長 よろしいですか。どうもありがとうございました。

外にございませんね。

それでは、次の議事に移らせていただきます。

食品安全基本法24条に基づく委員会の意見の聴取についてでございます。

「添加物『水酸化マグネシウム』に係る食品健康影響評価について」は、専門調査会における審議、意見・情報の募集の手続が終了しております。事務局から説明願います。

○北條評価課長 それでは、資料3に基づいて御説明いたします。

水酸化マグネシウムにつきましては、平成18年3月9日に厚生労働大臣から添加物の指定に係る食品健康影響評価について要請がございました。

食品安全委員会につきましては、添加物専門調査会におきまして2回御審議をいただき、評価書(案)につきましては、本年9月13日から10月12日まで国民からの意見情報の募

集が行われております。

結果につきましては、最後から2ページ目のところに記載がございますように、期間中に御意見、情報というものはございませんでした。ただ、その最後のページ、評価書につきまして、若干誤記がございまして、その部分の修正と、要約のところの、これは一番上のカラムに書かれてございますが、2ページの要約の部分で一部加筆をしているところがございます。この部分について評価書の変更をした上で、専門調査会の結論と同じになりますけれども、このものにつきましては、水酸化マグネシウムが添加物として適切に使用される場合は、安全性に懸念がないと考えられ、一日摂取許容量を特定する必要はないと評価したという結果を関係機関に通知をしたいと考えております。

以上でございます。

○見上委員長 どうもありがとうございました。それでは、ただ今の説明の内容、記載事項につきまして、御質問、御意見がございましたら、よろしく願いいたします。

よろしいですか。

(「はい」と声あり)

○見上委員長 それでは、本件につきましては、添加物専門調査会におけるものと同じ結論となりますが、水酸化マグネシウムが添加剤として適切に使用される場合、安全性に懸念がないと考えられ、一日摂取許容量を特定する必要はないということによろしいですか。

(「はい」と声あり)

○見上委員長 それでは、次の議事に移らせていただきます。

「食品安全モニターからの報告」について、事務局から報告願います。

○西村勸告広報課長 それでは、「食品安全モニターからの報告」について、資料4に基づきまして、御報告いたします。

9月にはモニターからの報告は全部で37件ありました。報告内容としましては、この上段にありますように、食品安全委員会の活動一般関係から、下の方に行きまして、食品の表示関係、その他まで、非常に幅広い分野にわたっております。

2ページ目、食品安全委員会活動一般関係で、四角に囲った食品安全モニターの活動についてですが、ここでは課題報告の回数が少ない。また、モニター会議について、もう少し参加しやすい体制を採ってくれという要望であります。

ここにあります課題報告というのは、*に書いてありますけれども、一応事務局からそれぞれのモニターさんにこういうテーマでとお願いする報告であります。

一方、今、御説明しているみたいに、これはモニターさんから自発的に事務局に来る随

時報告という報告でありまして、この２種類からなっております。

この方は課題報告、今は年に２回ほどやっているんですけども、もっと頻度を多くしたらどうかということを言われていますけれども、今の体制では２回が限度かなと。その代わりこういうふうに随時報告をもっと活用していただけたらというのが１点。

もう一つは、モニター会議の開催、今年は札幌から福岡まで全国でやったんですけども、さらに工夫ができればと思って、今後検討していきたいと思っております。

２番目、リスコミ関係ですが、農薬や添加物の安全性の広報をもっと分かりやすく消費者に知らせてほしいという意見であります。

これにつきましては、下の食品安全委員会からのコメントの欄ですけども、一応ホームページでいろいろと広報はしております。その中に FAQ ということで、よくある質問に対する答えを書いておりますので、そこをもっと御活用くださいというコメントにしております。

３ページ右下の方に、「中国産食品の安全性に関する意見交換会の開催要望について」という意見でございます。これにつきましては、既に厚生労働省が輸入食品に関する意見交換会、それを全国数か所で開催しているということでもあります。

また、食品安全委員会では輸入食品を含めた個別の食品についてではなく、食品中のハザードごとにリスク評価を行っておりますので、今後とも国民の関心が高い案件をテーマにこういう意見交換会を開催していきたいというコメントであります。

５ページに飛びまして、ここでは BSE 関係です。「生後 20 か月以下の牛の全頭検査について」ということで、幾つかコメントを頂いております。

食品安全委員会からのコメントは下の方ですけども、BSE 検査については、食品安全委員会が平成 17 年 5 月 6 日に厚生労働省及び農林水産省に通知した、「我が国における牛海面状脳症（BSE）対策の見直しに係る食品健康影響評価」において、食肉の汚染度は、全頭検査した場合と 21 ヶ月齢以上を検査した場合のいずれにおいても、「無視できる～非常に低い」と推定され、検査対象月齢の変更がもたらす人に対するリスクは、非常に低いレベルの増加にとどまるものと評価を出しております。

その下の段ですが、国民との意見交換会や、意見・情報の募集等、リスクコミュニケーションに努めるとともに、ホームページ、季刊誌等を通じて積極的に情報提供をしてきたということを書いております。

８ページ目では、化学物質、汚染物質関係ですが、アクリルアミドについてまだあまり広く知られていないので、もっと広く知らしめたらどうかという御意見であります。

それに対しまして、コメントの上から 4、5 行ですけれども、ファクトシートを今年の 8 月に更新しホームページ等を通じて情報提供を行っているところです。

一番下の行ですけれども、加熱調理により食品中に生成するアクリルアミドみたいな発がん物質につきましては、食品中の含有量や低減方法等に関する知見が少ないため、今後とも情報収集に努めてまいります。と、結論付けております。

10 ページ目でノロウイルスについてですが、もっと詳しい情報を、例えばメディアを使ってみんなに知らしていくべきだという御意見であります。

それに対しまして、コメントの真ん中辺りですが、当委員会のホームページのトピックス欄に「ノロウイルス食中毒に関する専用のページ」を作成しておりますと。また、季刊誌「食品安全」でも採り上げておりますということを書いております。

一番最後の段落では、報道関係者に対しても懇談会を定期的に行うなど、やるべきことを今やっている最中でありますと。

ここには書かれていませんけれども、報道関係者に対する懇談会、本日の夕方行う予定であります。

11 ページ目、遺伝子組換え食品の関係であります。

遺伝子組換え食品の安全性確保についてもっと前面に出してほしいという御意見であります。

当方からのコメントはここに書いてあるとおりなんですけれども、これにつきましては、明日 11 月 2 日午後に、EFSA のクーパー博士をお呼びし、なおかつ食品安全委員会の遺伝子組換えの座長であります澤田先生もお呼びし、それぞれ講演をやってもらい、その後意見交換会を催すということで遺伝子組換えの安全性に関しては、最大限安全性確保に努めてまいりたいというコメントであります。

以上であります。

○見上委員長　ありがとうございます。それでは、ただ今の説明の内容、記載事項等につきまして、御質問ございましたら、よろしくお願いいたします。

よろしいですか。

（「はい」と声あり）

○見上委員長　外に議事はございますか。

○大久保総務課長　特にございません。

○見上委員長　どうもありがとうございます。

これで本日の委員会のすべての議事は終了いたしました。

以上をもちまして、食品安全委員会第 213 回会合を閉会いたします。次回の委員会につきましては、11 月 8 日木曜日 14 時から開催を予定しておりますので、お知らせします。

また、来週 5 日月曜日 14 時から遺伝子組換え食品等専門調査会が非公開で開催。

6 日火曜日 10 時から薬剤耐性菌に関するワーキンググループが公開で開催。

7 日水曜日 14 時から農薬専門調査会幹事会が公開で開催し、引き続き総合評価第一部会が非公開で開催される予定となっております。

また、明日 2 日金曜日 14 時から「食品に関するリスクコミュニケーション EU における遺伝子組換え食品のリスク評価について」が星陵会館で開催される予定となっておりますので、お知らせいたします。

どうもありがとうございました。以上です。